

議事日程（第3日）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第35号 北方町子ども・子育て会議設置条例制定について（町長提出）
- 第3 議案第36号 平成25年度北方町一般会計補正予算（第2号）を定めるについて（町長提出）
- 第4 議案第37号 平成25年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を定めるについて（町長提出）
- 第5 議案第38号 平成25年度北方町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を定めるについて（町長提出）
- 第6 議案第39号 平成25年度北方町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を定めるについて（町長提出）
- 第7 認定第1号 平成24年度北方町一般会計歳入歳出決算の認定について（町長提出）
- 第8 認定第2号 平成24年度北方町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について（町長提出）
- 第9 認定第3号 平成24年度北方町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について（町長提出）
- 第10 認定第4号 平成24年度北方町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について（町長提出）
- 第11 認定第5号 平成24年度北方町上水道事業会計利益の処分及び決算の認定について（町長提出）
- 第12 意見書第2号 道州制導入に反対する意見書について（総務教育常任委員長報告）
- 第13 陳情第1号 原発事故・子ども・被災者支援法に関する陳情書について（総務教育常任委員長報告）
- 第14 陳情第2号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情書について（厚生都市常任委員長報告）

---

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第14まで

（追加日程）

- 第1 発議第6号 道州制導入に断固反対する意見書について（議員提出）
- 第2 発議第7号 「原発事故子ども・被災者支援法」に基づく具体的施策の早期実施を求める意見書について（議員提出）
- 第3 発議第8号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書について（議員提出）

- 第4 議案第40号 平成25年度北方町一般会計補正予算（第3号） (町長提出)
- 第5 議長の辞職の件
- 第6 議長の選挙
- 第7 副議長の辞職の件
- 第8 副議長の選挙
- 第9 常任委員の選任
- 第10 議会運営委員の選任
- 第11 もとす広域連合議会議員の選挙
- 第12 同意第2号 監査委員の選任について (町長提出)
- 第13 議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について (議会運営委員長提出)

**出席議員 (10名)**

1番	杉本真由美	2番	安藤哲雄
3番	安藤巖	4番	鈴木浩之
5番	安藤浩孝	6番	伊藤経雄
7番	立川良一	8番	戸部哲哉
9番	井野勝巳	10番	日比玲子

**欠席議員 (なし)**

**説明のため出席した者の職氏名**

町長	室戸英夫	副町長	野崎眞司
教育長	西原朗	総務課長	林賢二
都市環境農政課 技術調整監	坂口雅紀	福祉健康課長	北村孝則
税務課長	渡辺雅尚	上下水道課長	川瀬豊
住民保険課長	加藤章司	収納課長	前田貞司
教育課長	有里弘幸	都市環境農政課長	奥村英人
会計室長	山中真澄	監査委員	森敏幸

**職務のため出席した事務局職員の氏名**

議会事務局長	安藤ひとみ	議会書記	恩田直紀
議会書記	沼波知樹		

○議長（戸部哲哉君） それでは皆さん、おはようございます。

いよいよ最終日となりましたが、全員の皆さんに御出席を賜りまして大変ありがとうございます。

ただいまから会議を始めたいと思います。

ただいまの出席議員数は10人で、定足数に達しておりますので、ただいまから平成25年第6回北方町議会定例会第3日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（戸部哲哉君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において6番 伊藤経雄君及び7番 立川良一君を指名します。

### 日程第2 議案第35号

○議長（戸部哲哉君） 日程第2、議案第35号 北方町子ども・子育て会議設置条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

日比君。

○10番（日比玲子君） 2点質問をいたしますが、まずこの子ども・子育て支援法の第77条の本文のところですが、市町村は条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制について必値ではなくて、努力義務になっていると思うのね、市町村は。なぜ、町でこれをつくるのかということがまず1つと、それからもう1つ、この子育て支援法の計画をつくることによって、今ある4つの保育園、幼稚園が1つずつですが、それについて、今後この条例に基づいてどうしていくのかということを考えてみえるのかどうか。まず2点です。

○議長（戸部哲哉君） 北村福祉健康課長。

○福祉健康課長（北村孝則君） ただいまの御質問ですけれども、これは精読のときにもお話をさせていただきましたけれども、この77条で設置をするように努めることというふうに定められておりますけれども、この計画書をつくることによって来年度は策定するんですけれども、今後の子育て支援に関する国の補助金等、それがこの補助メニューに載っているものについて、計画がされたものについては調整されるということ、そういうことがございます。

また、現在の保育園、幼稚園もあわせてですけれども、これらについては現在のところ現状を調査してというふうに考えております。現状というのは、認定こども園とか、そういった制度もございますけれども、今のところ、町としては現状で進めていきたいというふうに考えておりま

す。

○議長（戸部哲哉君） ないですか。

〔挙手する者なし〕

○議長（戸部哲哉君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 討論省略の声がありますので、討論を省略し、これから議案第35号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第3 議案第36号

○議長（戸部哲哉君） 日程第3、議案第36号 平成25年度北方町一般会計補正予算（第2号）を定めるについてを議題とします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 質疑、討論省略の声がありますので、質疑及び討論を省略し、これから議案第36号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第4 議案第37号

○議長（戸部哲哉君） 日程第4、議案第37号 平成25年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を定めるについてを議題とします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 質疑、討論省略の声がありますので、質疑及び討論を省略し、これから議案第37号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、議案第37号は原案のとおり可決されま

した。

---

#### 日程第5 議案第38号

○議長（戸部哲哉君） 日程第5、議案第38号 平成25年度北方町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を定めるについてを議題とします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 質疑、討論省略の声がありますので、質疑及び討論を省略し、これから議案第38号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第6 議案第39号

○議長（戸部哲哉君） 日程第6、議案第39号 平成25年度北方町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を定めるについてを議題とします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 質疑、討論省略の声がありますので、質疑及び討論を省略し、これから議案第39号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第7 認定第1号から日程第10 認定第4号まで

○議長（戸部哲哉君） 日程第7、認定第1号 平成24年度北方町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第10、認定第4号 平成24年度北方町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでを一括議題とします。

代表監査委員から決算審査の意見を求めます。

森監査委員。

○監査委員（森 敏幸君） おはようございます。

ただいま議長さんから認定のお話をしろというお話でございますので、平成24年度の北方町の決算について御報告を申し上げます。

審査の対象は、平成24年度の一般会計及び国民健康保険、後期高齢者医療、そして下水道事業、以上3の特別会計の歳入歳出決算と、平成24年度各基金の運用状況について、去る8月1日から8月6日までの間に監査委員 伊藤経雄さんとともに決算審査をさせていただきました。

審査の方法は、地方自治法の規定によりまして、町長さんから提出されました決算関係書類等の正確性を検証するために、会計帳簿、証書類との確認・照合、並びに関係職員の皆さんからの説明を聞きながら実施いたしました。

審査の結果ですが、各会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書及び実質収支に関する調書、並びに財産に関する調書と関係書類等、照合、審査しました結果、いずれも関係法令に準拠し作成されており、その計数は正確で適正なものと認めました。また、基金の運用状況を示す書類の計数についても関係書類と照合しており、適正と認めました。

以上のとおり、御報告を申し上げます。

○議長（戸部哲哉君） 提案理由の説明が終わっておりますので、認定第1号 平成24年度北方町一般会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

日比君。

○10番（日比玲子君） 不納欠損とか収入未済額が結構ありますけれども、収納課をつくったわけですが、その辺の収納課の仕事をもう一回、改めて教えていただきたいと思います。

○議長（戸部哲哉君） 前田収納課長。

○収納課長（前田貞司君） 収納課の関係の説明をさせていただきます。

税務課のほうで課税業務を行っていただいて、固定資産、町県民税、法人税等について納付書を送付します。そうすると、それについての納付期限が決められておりますので、その納付期限を過ぎると20日以内に督促状というものを送っています。督促状が送られると、その督促状についての手数料として100円がかかることとなりますが、その一つ一つの納付の期限において20日以内に督促状を送っております。それから納付期限までに納めていただけない場合は、最初の1カ月が7.3%の延滞金がかかって、それ以後につきましては、14.6%の延滞金がかかってくる形で延滞金が計算されます。

私どもの収納課のほうでは、国民健康保険のほうとも年度初めに打ち合わせをしながら、滞納についての収納について、どういうふうにしていくかということ年度当初に打ち合わせをしますし、税務課のほうに関しては、それぞれ現年については、担当課が主になって納めていただけるような形での納税をお勧めするんですが、過年度の方については、収納課のほうで収納させていただきますが、そのときに、過年度だけではなくて、現年の1期、2期もしくは、納期限が過ぎた形の方についても、一応納税についての相談を受けますし、私どものほうは、電算のシステムで当初は催告書を送ります。その次に警告書を送ります。その次に差し押さえ予告書という形で3回程度、2週間ほどの期限を区切って納付がないような場合、もしくは何かあれば収納課のほうに電話をしてくださいということで、そこに書いてありますし、電話番号も入れています。何も連絡がないような状態ですと、そうやって催告、予告というような形でだんだんと送

らせていただきますし、その間に納税の形を一括、もしくは窓口納付、もしくは銀行等で納めていただける状態の連絡が来ればお話をしながら納付もしていただくという形をします。何年もたまってしまっているというような方につきましては、分納という形で納付を伺うこともあります。そのときも誓約書を書いていただきますが、それも一応お話しさせていただくのは、税金の延滞金がすごく高い金額に、恐らくペナルティーの形も含まれておると思うんですが、非常に高い延滞金の率になりますので、なるべく早く本税でからでも納めてくださいと。でき得れば、本来収納課のほうとして分納させていただくのは、次の年の4月、5月に新しく税金が発生するまでになくなったほうが本来分納の意味があるでしょうという形で、その相談に見えたときから1年間以内には次の年度が始まって、税金がかかる以前には終わるような形でのお話をさせていただきますが、その方によっては、非常に今失業率が高いですので、会社のほうがリストラに遭ったとか破産したとかという状況がありますので、そういう方については、分納誓約をするときに、収納課では、一応3カ月程度のお話をさせていただくんです。3カ月を何万円ずつという形で、その方のお支払いができる形でまずお伺いします。そのときも、分納誓約するときは、収支がわかるような形のものを持ってきて分納誓約を行いますので、ぜひとも何かわかるものを持ってきてくださいという形で、1年間でおさまるような形のお話をまずさせていただいて、3カ月というものの分納をさせていただきます。

まだ、収納の業務は幾つかあるんですけども、一応納めていただくスタイルはそんな形でやっておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（戸部哲哉君） 日比君。

○10番（日比玲子君） 社会福祉全体の中でそうですが、地域包括支援センターとか、そういうところで補正を組まれているわけですけど、補正を組んだよりも残金のほうが不用額として残っているということはどういうことですか。結構幾つかありますけど、お願ひします。

○議長（戸部哲哉君） ページ数をお願いします。

○10番（日比玲子君） 50ページと、それから54ページ、それから61ページなどです。

○議長（戸部哲哉君） ちょっと休憩します。

休憩 午前9時52分

---

再開 午前9時53分

○議長（戸部哲哉君） 再開します。

北村福祉健康課長。

○福祉健康課長（北村孝則君） まず、今の最初のほうの地域活動支援センター費、こちらのほうですけども、補正は12万させていただいております。これは5号補正で、光熱水費が足りなくなるということでもさせていただきました。そして、不用額ですけども、これは委託料のほうです。節が違いますので、こういうふうで委託料のほうは地域活動支援センターの事業委託ですね、これ社協のほうに委託しておりますので、こちらのほうも精算でもっと仕入れがあった分

でございます。節が違うということで、御理解いただきたいと思ひます。

それから、保育園費のほうですけれども、ちょっと申しわけないです。ちょっと時間……。

○議長（戸部哲哉君） 休憩します。

休憩 午前9時57分

---

再開 午前10時00分

○議長（戸部哲哉君） 再開します。

北村福祉健康課長。

○福祉健康課長（北村孝則君） 済みません、保育園経費ですけれども、人件費のほうは補正させていただいているんです。それで不用額については、派遣保育士を不執行にした。通常の賃金のほうの保育士で賄えたということで、また賃金にほうも不用額は出たんですけれども、そういうふうで節が違いますので、補正をさせていただいているということで御理解をいただきたいと思ひます。

○議長（戸部哲哉君） 日比君。

○10番（日比玲子君） 今答弁いただきましたけど、ではなぜ節のほかのところですけど、流用があるのかどうか、その辺ちょっとよくわからないんですけど、例えば55ページの2の段ですね、23節へ流用とか20節へ流用とか書いてありますけど、そうするならば流用できたんじゃないかなと思ひうんですけど、どうですか。

○議長（戸部哲哉君） 総務課長。

○総務課長（林 賢二君） 今例をいただきました55ページの流用、1万1,000円流用をしておりますよね、これにつきましては3月11日に流用しております。ということで、ちょっと緊急を要しまして、補正予算をとることができなかつたということで流用させていただいたということで御理解をいただきたいと思ひます。

○10番（日比玲子君） はい、わかりました。

○議長（戸部哲哉君） いいですか。

[挙手する者なし]

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

日比君。

○10番（日比玲子君） 私は、認定第1号の平成24年度北方町一般会計決算に反対討論をいたします。

まず、町民税とか固定資産税とか軽自動車税、ここ5年間で最も収納率はよくなっています。滞納繰り越しの収納率もこの5年間では25.1%ということよくなっているということは、収納課ができたことよるのではないかと思ひます。しかし、不納欠損は1,606万1,107円もあるということは、やはり北方町の人たち、今、貧困と格差が結構できてきているのではないかと思ひて

います。

そして、もう1つは、個人町民税の年少扶養控除の廃止によって増税になった人は1,650人だということですが、その上に県が森林環境税を1,000円も取っているわけですが、私が調べた中では、他県では100円とか500円ということになっていきますので、ちょっと岐阜県の1,000円というのは多過ぎるのではないかと思います。

そして各市町村に、このお金を使って何かやる仕事がないかということで問い合わせがあるようですが、北方町は山も何もないということで、まだこの時点では確かにこういう仕事をやりたいということは県のほうへやっていないということでもありますので、ちょっとこの1,000円というのは高過ぎるのではないかと思います。それから、配当割交付金とか株式譲渡益は、本則20%であるわけですが、私たちの預貯金では20%取られている。これは国の施策とはいえ、町に入ってくるお金になりますので、これを本則は20%取らないといけないのですが、この間条例改正して、これもまた再延長するという形で10%取ってしまっていて、やはり累進課税が基本だと思いますので、お金を持っている人からは取るべきではないかと思っています。そういうことを含めて配当割交付金とか株式譲渡益というのは、やはり優遇税制そのものの一つではないかと思っています。

そしてもう1つは、総合行政情報システムの委託料の問題です。ソフトピアジャパンの問題があるわけですが、これは県の住宅供給公社がワークショップをやっていて、ここが赤字が出たということで、県が買い取って市町村の情報センターをここへ持ってきて、お金をちょっと取っているということもありますので、こういうことはもっと県として町村へお金を出すべきではないかと思っています。

それから、岐阜県の清流国体があったわけですが、わずかに県はたった61万、町は239万2,000円、県はわずか25.5%しか出していないわけですね。せめて岐阜県でやる場合であったら、半分出してもいいのではないかと思います。

それから、生ごみの有料化とか、町道3号線開設工事には、私は反対をしています。

それから、経常収支比率ですが、前白木町長のときに90%にならんとしていたわけですが、もうびっくりしたわけですが、今や84.6%、これは町長の最初の会議のときにも言われましたが、84.6というのは多分硬直化がある程度あると思いますので、やはり大体これでいきますと75%以下であれば経常収支比率は良好だと言われていきますので、もう少し柔軟性を持たせたものにして、この経常収支比率をある程度、もうちょっと努力すべきではないかと思っています。

それから、財政力指数というのがありますが、これも0.63だと思っていたら、よく見たら0.622とあって毎年、年々下がってきているわけですね。1になれば地方交付税というのは要らないわけですが、北方町はちょっと財政力が落ちてきているということに懸念を持っているわけでありまして、それほど、私が言ったことに対して、本当にこの決算認定にこういうことなども含めて反対したいと思います。以上です。

○議長（戸部哲哉君） 討論を終わります。

これから認定第1号を採決します。

本案は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[起立8名]

○議長（戸部哲哉君） 起立多数です。したがって、認定第1号は原案のとおり認定されました。

認定第2号 平成24年度北方町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

日比君。

○10番（日比玲子君） 13ページですが、収入済額とか不納欠損とか収入未済額というのが結構あるわけですが、大体何件あってどのぐらいか、それとも例えばの話ですけど、年金が入ったらその年金を全部押さえてしまうのかどうかお尋ねしたいと思います。払っていない人ですよ、未納の場合、不納ではなくて。ごめんなさい、収入未済の人たちに対して。お願いします。

○議長（戸部哲哉君） 加藤住民保険課長。

○住民保険課長（加藤章司君） では、未済額についてお答えします。

24年度決算において、現年度の滞納件数は526件、526世帯の方に滞納があったということです。ただこれについては、本当にただ1期、2期、というっかり忘れた方も、それから問題になるような長期の滞納の方も含めての件数ということになります。

それから、ちょっと年度末と時期はずれますが、25年6月27日現在で過年度を含む滞納件数、今お話しした526件も含めて滞納のある方は、全部で932件となっております。

あと、年金を差し押さえるかどうかというお話ですが、それについては主に収納課のほうでもやっておりますが、それについてはケース・バイ・ケースではないかと思っております。

○議長（戸部哲哉君） 日比君。

○10番（日比玲子君） 今答弁いただきましたけれども、結局本税といいますか、国民健康保険税が、例えば500万ぐらいずっと繰り越しをして滞納で残ってきているわけですよ。14.6%の延滞金といいますか、ずっと重ねてくると500万、本則税と同じぐらいの滞納税になって1,000万近くあった人がいたわけですが、そういう人でも仮押さえはしないわけですか。押さえるというか、銀行に、例えば年金とかいろんなものが入ったとしたら、即押さえてということはしないわけですか。ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（戸部哲哉君） 前田収納課長。

○収納課長（前田貞司君） 失礼します。

年金を押さえる場合ですと、給料を差し押さえる場合と同じように算定の基準となる項目という形で、本来その方がもらえる年金もしくは給料等で、その中からその方が必要だというふうにして計算される国税徴収法の76条というところに、差し押さえ禁止金額という形で数字を出すことになっています。その金額は、例えば給料の中には、実は、源泉徴収税額というのがありますので、その分は引きます。それから、特別徴収の住民税がありましたら、その分も引きま

す。要は、引きますというのは収入としてみなさないよという形で計算をします。それから、社会保険料控除という金額もありますので、それも引いて、あとは生計を一にする親族等についても4万5,000円掛ける人数分、それから本人の最低生活費10万円というのがありますので、そういう金額を引いた、それだけは差し押さえができないよという最低限度の金額がありますので、それ以上にもらわれた場合ですと、幾ら幾ら納めることができますよというか、差し押さえができることとなりますよという形がありますので、その基準で給料もしくは、年金についての差し押さえを考えると状況になろうかと思えます。ただし、それ以外にも年金をもらわれても、実はそれ以外に通帳にまだたくさん預金があるという方も見えますので、その預金のほうで差し押さえという形にもさせていただくことがあります。

○議長（戸部哲哉君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

日比君。

○10番（日比玲子君） 認定第2号に対して、北方町国民健康保険の特別会計に反対討論をいたします。

国は、年少扶養控除の廃止で国庫負担を2%分を減らして、それから県の負担もその2%減らした分を県で持てということをやったわけではありますが、本当に実際のきちとした金額に対しては、少し、この数字ではないと思っています。国がやはり地方に肩がわりさせるべきではないと思っています。不納欠損で4,826万435円、収入未済額は2億2,556万9,535円にもなり、収入済額の約半分もこういうところで占めていることとなります。支払い不可能の方は収納課へと回されて納付相談をしたり、あるいはまた短期保険者になってしまうのです。収入の半分が不納や未済であることは、この国民健康保険が高いということであらわしているのではないかと思います。5,271人、この国保に加入をされているということですが、1万円引き下げれば5,271万円あればできるということになります。少しでも払う人の気持ちになってみるべきではないかと思います。基金は8,153万1,000円です。実質収支は2億8,287万円、1,363人にもなり、基金も含めてこの余った額も全部入れて3億6,440万2,363円にもなります。私は、こうしたことを考えると1万円の引き下げは可能ではないかと思っています。

そして、保健事業のことですけれども、これは疾病予防費であります。特定健診があります。結局はその中で医療費の通知や、統計資料代になっていて、国民健康保険条例というのが北方町にあるわけですけど、その中でたしか4つだと思いますが、4つの中であって、予防をやるべきだということがうたってあるわけですけれども、この北方町は特定健診やっているからいいということには私はならないと思います。やはり人間は直立歩行が最初であって、言語が発達したり、そういう中で食べ物とかいろんなものが他に合わされてきますので、なるべく病気にならないようにすることがとても大事ではないかと思っています。疾病予防をきちっとこういうことについてやっていくべきではありませんかと思っています。そうすれば、なるべく多くの人が、加入者がいる程度までは病気にならないで済む、軽く済む、そうすれば、国保も税金も安くなるのではない

かと思っています。

この国保の加入者は、今は協会けんぽといますが、協会けんぽとは違って、一般会計から事務的なものを出しているわけですが、この1万円引き下げのためにも、もう少し負担を軽くするためにも、やはり一般会計から出してほしいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

そして、そういうことも含めて、やはり高過ぎるこの国民健康保険税をもっと下げることと、医療費の増を下げのためにも、やはり疾病医療をきちっとすべきだという立場で、反対いたしません。

○議長（戸部哲哉君） 討論を終わります。

これから認定第2号を採決します。

本案は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願ひます。

〔起立8名〕

○議長（戸部哲哉君） 起立多数です。したがって、認定第2号は原案のとおり認定されました。

認定第3号 平成24年度北方町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

〔挙手する者なし〕

○議長（戸部哲哉君） 質疑を終わります。

討論を行います。

日比君。

○10番（日比玲子君） 私は、認定第3号 平成24年度北方町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算に反対討論を行います。

この保険料というのは、2年に一遍保険料を見直すということで、この決算では3回目の値上げとなっているわけです。所得税割は7.3%から7.83%で、均等割は3万9,310円から4万670円になりました。均等割は1,360円値上がりをし、1人当たりは5万6,423円で、2,188円の値上がりになっています。まさに予算で示されたとおり、値上がりをしているわけでありまして。この保険にも減免制度があるそうではありますが、1年以上滞納したら納付相談に応じて支払うということになれば、もし少しでも払うとなれば3カ月の短期保険証が配付をされるということでありまして。北方町では1,566人が75歳以上であり、このうち、すこやか健診を受けていらっしゃる方はわずか321人です。あとは病院に入っているか、健康な方かもしれませんが、わずか321人である。いろんな事情があるにせよ、1,245人というのは健診さえ受けていないということになります。町では、岐南町にあります広域で決められた保険料と保険証を事務的に処理するのみであります。県広域では、ことしの決算では、何と73億円も黒字だとのことでありまして。75歳以上になれば、今の保険、国民健康保険であるとか、協会けんぽから外されて、ひとりにされるわけでありまして、とても私はなぜこういうことをつくったのかとても疑問に思うんですが、あの戦後の時代に御苦労された、また日本の経済発展を支えた人々を長生きされて悪いようなこの制度は

なくしていくべきだという立場で反対したいと思います。以上です。

○議長（戸部哲哉君） 討論を終わります。

これから認定第3号を採決します。

本案は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立8名〕

○議長（戸部哲哉君） 起立多数です。したがって、認定第3号は原案のとおり認定されました。

認定第4号 平成24年度北方町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

〔挙手する者なし〕

○議長（戸部哲哉君） 質疑を終わります。

討論を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 討論を終結し、これから認定第4号を採決します。

本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、認定第4号は原案のとおり認定されました。

---

#### 日程第11 認定第5号

○議長（戸部哲哉君） 日程第11、認定第5号 平成24年度北方町上水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを議題とします。

代表監査委員から決算審査の意見を求めます。

森監査委員。

○監査委員（森 敏幸君） それでは、平成24年度北方町上水道事業会計決算の御報告を申し上げます。

去る6月24日、地方公営企業法の規定に基づいて、町長さんから提出されました決算報告書、並びに財務諸表における計数が正確に上水道事業の経営成績及び財政状態を表示しているかを検証するために、会計帳簿、証書類の確認・照合、並びに関係職員からの御説明をいただきまして実施いたしました。審査の結果ですが、この審査に付された決算書類はいずれも関係法令に準拠して作成されており、上水道事業の経営成績及び財政状態を正確・適正に表示しているものと認めました。以上でございます。

○議長（戸部哲哉君） 提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

日比君。

○10番（日比玲子君） この上水事業についてであります。平成20年度は決算の有収率はわずかに81.2%でした。その後は昨年1回66.4%に町はなったわけですが、全国平均が80%台をずうっ

と堅持しておるにもかかわらず、なぜ北方町は毎年のように、ことして66.4%、約20%近く全国平均より有収率といたしますか、漏水が多いわけですが、その意味がちょっとわからないので、どういうふうな漏水調査をやったりしているわけですけれども、なぜなのかということをお聞きしたいと思います。

そしてもう1つは、監査委員の報告がありました、この有収率については低い現状の解明が必要で積年の課題であるが、この2年間の年間配水量の増加に起因しているということで、確かに配水量は若干ふえています、それに起因しているのかどうか。その2点です、お願いします。

○議長（戸部哲哉君） 川瀬上下水道課長。

○上下水道課長（川瀬 豊君） 議員お尋ねの、まず有収率のほうからさせていただきます。

議員御指摘のとおり、平成20年の当時、いわゆる当町は81.2%ほどの有収率になっておりました。その後、平成22年度ぐらいからちょっと落ち始めています。このときでもう80を切りまして78.6%で、平成23年度に関しましては60.1%ということで大幅な落ち込みをしています。これを期にしまして、昨年度、漏水調査をさせていただきました。その結果で非常に大きな漏水が2カ所ほど見つかりました。これは旧団地内で、直径で10センチの本管が1つ漏水していました。これが一番大きな要因でした。そのほか、細々と漏水調査をやりまして、全部で55カ所の漏水箇所がありました。これを24年度で、早いものですぐ6月、7月ぐらいでもう修繕を始めたと思うんですが、最近の有収率でございます。24年度は66.4ということで、これは年平均で一応出しております。どうしても年平均で出すと当初、50%台の月がありました。それで、最終、期別で言いますと、大体1月、2月ぐらいの期別で最終月ですけれども、それで見ますと78.6%まで改善しております。近々で、ことしの4月から8月までの平均をとりました。これで約78.5%、ちょっと落ち込みましたけれども、大体78%台出ています。今後とも漏水調査等を含めて漏水箇所の修繕及び老朽化した管の取りかえ等は一応進めて行きたいということで考えています。

2番目で、配水量との相互関係ですが、やはり漏水だと思えます。漏水で、当然出す配水量等はふえますので、これに起因しているものと思われれます。以上です。

○議長（戸部哲哉君） これで質疑を終わります。

討論はないですか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 討論は省略します。

これから、認定第5号を採決します。

本案は、原案のとおり可決認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、認定第5号は原案のとおり可決認定されました。

○議長（戸部哲哉君） 日程第12、意見書第2号 道州制導入に反対する意見書についてを議題とします。

委員長の報告を求めます。

総務教育常任委員長、立川良一君。

○総務教育常任委員長（立川良一君） それでは、議長の命を受けまして、意見書の審査の報告をいたします。

本委員会に付託された意見書を審査した結果、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第89条第1項の規定により報告をいたします。

付託年月日、平成25年9月20日。

件名、道州制導入に反対する意見書。

審査の結果、平成25年9月20日に委員会を開会し、審査の結果、採択すべきものと決定をいたしました。以上、報告いたします。

○議長（戸部哲哉君） 委員長報告に対する質疑を行います。

〔挙手する者なし〕

○議長（戸部哲哉君） 質疑を終わります。

討論を行います。

〔挙手する者なし〕

○議長（戸部哲哉君） 討論を終わります。

これから、意見書第2号を採決します。

意見書第2号に対する委員長報告は、採択です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、意見書第2号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

お諮りします。ただいま立川良一君ほか4名から、発議第6号 道州制導入に断固反対する意見書についてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 御異議なしと認めます。したがって、発議第6号 道州制導入に断固反対する意見書についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

---

#### 追加日程第1 発議第6号

○議長（戸部哲哉君） 追加日程第1、発議第6号 道州制導入に断固反対する意見書についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

総務教育常任委員長 立川良一君。

○7番（立川良一君） それでは、道州制導入に断固反対する意見書についてを朗読いたします。

地方自治法第99条及び会議規則第14条の規定により別紙意見書を提出する。平成25年9月27日提出。提出者、北方町議会議員 立川良一、日比玲子、戸部哲哉、安藤哲雄、杉本真由美。

道州制導入に断固反対する意見書（案）。

我々町村議会は、平成20年以来、町村議会議長全国大会において、その総意により、「住民自治の推進に逆行する道州制は行わないこと。」を決定し、本年4月15日には、全国町村議会議長会が町村や国民に対して丁寧な説明や真摯な議論もないまま、道州制の導入が決定したかのごとき法案が提出されようとしていることはまことに遺憾である。」とする緊急声明を行った。さらに7月18日には、「道州制は絶対に導入しないこと。」とする要望を決定し、政府・国会に対し要請をしてきたところであります。

しかしながら、与党においては、道州制導入を目指す法案の国会への提出の動きが依然としてみられ、また、野党の一部においては、既に「道州制への移行のための改革基本法案」を第183回国会へ提出し、衆議院内閣委員会において閉会中審査となっているなど、我々の要請を無視するかの動きを見せている。

これらの法案は、道州制導入後の国の具体的な形を示さないまま、期限を区切った導入ありきの内容となっており、事務権限の受け皿という名目のもと、ほとんどの町村においては、事実上の合併を余儀なくされるおそれが高い上、道州はもとより再編された「基礎自治体」は、現在の市町村や都道府県に比べ、住民と行政との距離が格段に遠くなり、住民自治が衰退してしまうことは明らかであります。

町村は、これまで国民の生活を支えるため、食糧供給、水源涵養、国土保全に努め、伝統・文化を守り、自然を生かした地場産業を創出し、住民とともに個性あるまちづくりを進めてきた。それにもかかわらず、効率性や経済性を優先し、地域の伝統や文化、郷土意識を無視してつくり上げる大規模な団体は、住民を置き去りにするものであり、到底地方自治体と呼べるものではない。多様な自治体の存在を認め、個々の自治体の活力を高めることが、ひいては全体としての国力の増強につながるものであると確信している。

よって、我々北方町議会は、道州制の導入に断固反対する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月27日、岐阜県北方町議会。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、副総理大臣、内閣官房長官、総務大臣・道州制担当 新藤殿。以上です。

○議長（戸部哲哉君） 質疑を行います。

[挙手する者なし]

○議長（戸部哲哉君） 質疑を終結し、討論を行います。

[挙手する者なし]

○議長（戸部哲哉君） 討論を終わります。

お諮りします。意見書案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第13 陳情第1号

○議長（戸部哲哉君） 日程第13、陳情第1号 原発事故・子ども・被災者支援法に関する陳情書についてを議題とします。

委員長の報告を求めます。

総務教育常任委員長 立川良一君。

○総務教育常任委員長（立川良一君） それでは、議長の命を受けまして、陳情審査の報告をいたします。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第89条第1項の規定により報告をいたします。

付託年月日、平成25年9月20日。

件名、原発事故・子ども・被災者支援法に関する陳情書。

審査の結果、平成25年9月20日に委員会を開会し、審査の結果、採択すべきものと決定をいたしました。

以上、報告いたします。

○議長（戸部哲哉君） 委員長報告に対する質疑を行います。

〔挙手する者なし〕

○議長（戸部哲哉君） 質疑を終わります。

討論を行います。

〔挙手する者なし〕

○議長（戸部哲哉君） 討論を終わります。

これから、陳情第1号を採決します。

陳情第1号に対する委員長報告は、採択です。

委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第1号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

お諮りします。ただいま立川良一君ほか4名から、発議第7号「原発事故子ども・被災者支援法」に基づく具体的施策の早期実施を求める意見書についてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第2として議題としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、発議第7号 「原発事故子ども・被災者支援法」に基づく具体的施策の早期実施を求める意見書についてを日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定しました。

---

#### 追加日程第2 発議第7号

○議長（戸部哲哉君） 追加日程第2、発議第7号 「原発事故子ども・被災者支援法」に基づく具体的施策の早期実施を求める意見書についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

総務教育常任委員長 立川良一君。

○7番（立川良一君） 「原発事故子ども・被災者支援法」に基づく具体的施策の早期実施を求める意見書について。

地方自治法第99条及び会議規則第14条の規定により別紙意見書を提出する。平成25年9月27日提出。提出者、北方町議会議員 立川良一、日比玲子、戸部哲哉、安藤哲雄、杉本真由美。

「原発事故子ども・被災者支援法」に基づく具体的施策の早期実施を求める意見書（案）。

平成24年6月21日に超党派の議員により提案された「原発事故子ども・被災者支援法」が衆議院本会議において全会一致で可決成立をした。

この支援法は、一定の線量以上の放射線被曝が予想される「支援対象地域」からの避難、居住、帰還といった選択を、被災者がみずからの意思によって行うことができるよう、国が責任を持って支援しなければならないと定めている。すなわち、原発事故で避難した方には、国の避難指示のある・なしにかかわらず、移動・住宅・就学・就労、移動先自治体による役務の提供、医療・食の安全・放射線量の低減・保養を支援すること、さらに家族と離れて暮らすことになった子どもに対する支援を定めたものである。

本法律の理念を実現する上で、一日も早く「基本方針」を策定することが不可欠であり、「基本方針」策定の過程においては、被災者・避難者らの直面する困難な状況に対して真摯に耳を傾け、被災者・避難者らの参加を実現し、本当に必要な施策がなされるような配慮が必要である。

一人一人の被災者、特に子どもたちに対する具体的な支援施策の早期実施と充実が求められている。にもかかわらず「基本方針」はいまだに策定されておらず、具体的施策を実施するための予算措置も講じられていない。

よって、本町議会は、国会及び政府に対し、左記の事項について早期に実現するように求める。

1つ、原発事故によってこれまでの生活を奪われ、被災者生活を余儀なくされている方々の力となるよう、基本方針を一日も早く定め、被災者の声を反映した実効性ある具体的な支援策を早期に実施すること。

2、健康被害の未然防止の観点から定期的な健康診断や、医療費の減免に関する規定の実施を早期に行うこと。

3、特に子どもたちの健康被害の未然防止のため、左記の健診内容の充実を行うこと。

①検査対象地域の拡大。現在、福島県内での甲状腺スクリーニング検査は順次実施となっているが、比較調査などで日本各地の子どもの甲状腺からのう胞や結節が見ついている。放射性物質の影響の範囲を正しく把握するためには検査機関を広げて、全国の子どもたちのスクリーニング検査を少なくとも年一回は実施すること。

②検査の頻度。2年ごとではなく半年ごとの検査の実施。5ミリメートル以下の結節や20ミリメートル以下のう胞が見つかった子どもは、特に半年ごとに経過観察が必要であり、この閾値に関して再度見直しを求める。

③検査後のフォロー。スクリーニング検査で異常が見つかった場合は、出身地を限定せずに専門医に精密検査・経過観察・治療の実施体制の整備を行うこと。

④検査結果の詳細の提示。5ミリメートル以下の結節や20ミリメートル以下のう胞が見つかった場合も含め、検査内容の詳細を保護者に開示するよう求める。

⑤検査の公表。スクリーニング検査の結果を広く国民に知らせ、政府と国民との間の認識の隔たりがなくなるよう情報の公表を求める。

⑥甲状腺以外の検査の実施。甲状腺以外に心電図の異常波形なども見つかり、時間の経過によって事態の深刻さが増加をしている。福島県だけでなく各都道府県の大規模病院と連携をとり、全身の被曝に関する定期経過観察・健康診断などできる体制の整備を求める。

⑦尿検査の実施。体内の被曝量を推測するために尿検査を国として子どもたちに実施するよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月27日、岐阜県北方町議会。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、原子力経済被害担当大臣、復興大臣殿。

以上。

○議長（戸部哲哉君） 質疑を行います。

〔挙手する者なし〕

○議長（戸部哲哉君） 質疑を終わります。

討論を行います。

〔挙手する者なし〕

○議長（戸部哲哉君） 討論を終わります。

お諮りします。意見書案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、発議第7号は原案のとおり可決されました。

休憩します。

休憩 午前10時48分

○議長（戸部哲哉君） 再開します。

---

日程第14 陳情第2号

○議長（戸部哲哉君） 日程第14、陳情第2号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情書についてを議題とします。

委員長の報告を求めます。

厚生都市常任委員長 鈴木浩之君。

○厚生都市常任委員長（鈴木浩之君） それでは、議長の命によりまして陳情審査の報告をさせていただきます。

本委員会に付託をされました陳情を審査した結果、次のとおり決定をいたしましたので、会議規則第89条第1項の規定により御報告いたします。

付託年月日、平成25年9月20日。

件名、「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書採択に関する陳情書。

審査の結果、平成25年9月20日に委員会を開会し、採択すべきものと決定をいたしましたので、御報告をいたします。

○議長（戸部哲哉君） 委員長報告に対する質疑を行います。

〔挙手する者なし〕

○議長（戸部哲哉君） 質疑を終わります。

討論を行います。

〔挙手する者なし〕

○議長（戸部哲哉君） 討論を終わります。

これから、陳情第2号を採決します。

陳情第2号に対する委員長報告は、採択です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって陳情第2号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

お諮りします。ただいま鈴木弘幸君ほか4名から、発議第8号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書についてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第3として議題としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、発議第8号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書についてを日程に追加し、追加日程第3

として議題とすることに決定しました。

---

### 追加日程第3 発議第8号

○議長（戸部哲哉君） 追加日程第3、発議第8号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

厚生都市常任委員長 鈴木浩之君。

○4番（鈴木浩之君） それでは、発議第8号につきまして、ただいまより朗読をさせていただきます。

「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書について。

地方自治法第99条及び会議規則第14条の規定により別紙意見書を提出する。平成25年9月27日提出。提出者、北方町議会議員 鈴木浩之、賛成者 安藤浩孝、同じく井野勝巳、同じく伊藤経雄、同じく安藤巖。

「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書（案）。

地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず地球規模の重要かつ喫緊の課題となっており、森林の持つ地球温暖化の防止や国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保持など「森林の公益的機能」に対する国民の関心と期待は大きくなっている。

また、我が国は、平成25年度以降においても、京都議定書目標達成計画に掲げられたもの（第1約束期間における温室効果ガス排出削減義務6%のうち、3.8%を森林吸収量で確保）と同等以上の取り組みを推進することとしている。

このような経緯も踏まえ、「地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例措置」が平成24年10月に導入されたが、用途はCO<sub>2</sub>排出抑制対策に限定されており、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保については、「早急に総合的な検討を行う」との方針にとどまっている。

もとより、地球温暖化防止をより確実なものとするためには、森林の整備・保全等の森林吸収源対策や豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取り組みを、山村地域の市町村が主体的・総合的に実施することが不可欠である。

しかしながら、これら市町村では、木材価格の暴落・低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足など厳しい情勢にあり、その結果、山そのものが荒廃し、自然災害等の脅威に国民の生命財産が脅かされるといった事態が生じている。

これを再生させることとともに、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取り組むための恒久的・安定的な財源確保を講ずることが急務である。

よって、左記事項の実現を強く求めるものである。

記。自然災害などの驚異から国民の生命財産を守るための森林・林業・山村対策の抜本的な強化を図ることに加え、二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推

進する市町村の役割を踏まえ、「石油石炭税の税率の特例」による税収の一定割合を、森林面積に応じて譲与する仕組みの構築を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月27日、岐阜県北方町議会。提出先、衆議院議長 伊吹文明殿、参議院議長 山崎正昭殿、内閣総理大臣 安倍晋三殿、財務大臣 麻生太郎殿、総務大臣 新藤義隆殿、農林水産大臣 林芳正殿、環境大臣 石原伸晃殿、経済産業大臣 茂木敏充殿。

以上であります。

○議長（戸部哲哉君） 質疑を行います。

〔挙手する者なし〕

○議長（戸部哲哉君） 質疑を終わります。

討論を行います。

〔挙手する者なし〕

○議長（戸部哲哉君） 討論を終わります。

お諮りします。意見書案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、発議第8号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただいま町長から議案第40号 平成25年度北方町一般会計補正予算（第3号）を定めるについてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第4として議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、議案第40号 平成25年度北方町一般会計補正予算（第3号）を定めるについてを日程に追加し、追加日程第4として議題とすることに決定しました。

---

#### 追加日程第4 議案第40号

○議長（戸部哲哉君） 追加日程第4、議案第40号 平成25年度北方町一般会計補正予算（第3号）を定めるについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（室戸英夫君） それでは、議案第40号 平成25年度北方町一般会計補正予算（第3号）の提案理由の御説明をさせていただきたいと存じます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ570万円を追加して、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億9,112万円とするものでございます。

その内容について御説明を申し上げますと、過ぐる9月16日に御承知のとおり18号台風が襲来

をいたしました。幸いにして大きな被害は、本町ではございませんでしたけれども、児童館の屋上部分と言いますか、陸屋根の部分の防水シートが強風によって剥がされてしまいました。したがって、その後大きな雨はないわけですが、このままにしておきますと児童館全体の雨漏りという事態になりますので、大変御無理を言って恐縮でございますが、緊急の事態でございますから、追加提案として申し上げましたその補修費を570万、提案をさせていただくわけでございます。どうぞよろしく御審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（戸部哲哉君） これから質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 質疑、討論省略の声がありますので、質疑、討論を省略し、これから議案第40号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

休憩をいたします。

休憩 午前11時13分

---

再開 午前11時17分

○副議長（安藤浩孝君） 再開します。

議長 戸部哲哉君からの議長の辞職願が提出されております。

お諮りします。議長の辞職の件を日程に追加し、追加日程第5として議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（安藤浩孝君） 御異議なしと認めます。よって、議長の辞職の件を日程に追加し、追加日程第5として議題とすることに決定しました。

---

#### 追加日程第5 議長の辞職の件

○副議長（安藤浩孝君） 追加日程第5、議長の辞職の件を議題とします。

戸部哲也君の退場を求めます。

〔8番 戸部哲哉君 退場〕

○副議長（安藤浩孝君） 職員に辞職願を朗読させます。

○議会事務局長（安藤ひとみ君） 北方町議会議長 戸部哲哉。辞職願。このたび一身上の都合により、議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

○副議長（安藤浩孝君） お諮りします。戸部哲哉君の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（安藤浩孝君） 御異議なしと認めます。よって、戸部哲哉君の議長の辞職を許可することに決定しました。

〔8番 戸部哲哉君 入場・着席〕

○副議長（安藤浩孝君） 戸部哲哉議員に申し上げます。

2年にわたって議長の重責を全うしていただきましたが、ただいまあなたから出ております辞職願を許可することに決定されました。大変御苦労さまでございました。

○8番（戸部哲哉君） 2年間にわたりまして、私に与えられました職責を大過なく全うできましたことは一重に皆さんの御協力のたまものと深く感謝を申し上げます。大変ありがとうございました。今後におきましては、新議長のもとに議会の活性化、ひいては北方町のために、大変微力ではございますが、一生懸命努力をしてみたいと思います。今後とも皆さんの御指導、御鞭撻のほどよろしく願いいたします。大変ありがとうございました。

○副議長（安藤浩孝君） ただいま議長が欠けました。

お諮りします。議長の選挙を日程に追加し、追加日程第6として選挙を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（安藤浩孝君） 御異議なしと認めます。よって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第6として選挙を行うことに決定しました。

---

#### 追加日程第6 議長の選挙

○副議長（安藤浩孝君） 追加日程第6、議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法は、投票、指名推選のいずれの方法といたしましょうか。

〔「投票」の声あり〕

○副議長（安藤浩孝君） 選挙は投票により行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○副議長（安藤浩孝君） ただいまの出席議員は10人であります。

お諮りします。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に杉本真由美君及び安藤哲雄君を指名します。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（安藤浩孝君） 御異議なしと認めます。よって、立会人に杉本真由美君及び安藤哲雄君を指名します。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○副議長（安藤浩孝君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（安藤浩孝君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○副議長（安藤浩孝君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記入の上、順次1番から投票願います。

〔投票〕

○副議長（安藤浩孝君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（安藤浩孝君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。杉本真由美君及び安藤哲雄君、開票の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

○副議長（安藤浩孝君） 選挙の結果を報告します。

投票総数10票、有効投票10票、無効投票ゼロです。有効投票のうち、立川良一君10票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3票であります。よって、立川良一君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました立川良一君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をします。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（安藤浩孝君） 新議長から挨拶をいただきます。

○新議長（立川良一君） 凶らずも、再び議長の職を遂行することになりました。本来なら新しい方をお願いをするといいいんですけれども、あと残り2年間しっかり期待に応えていきたいと思えます。

執行部の持つ執行権というのはやはり尊重していかなければいけませんし、我々が持つ議決権は、これは何としてでも守っていかなければならないと考えております。議会制民主主義ですので、いろんな意見が出てくると思えます。10人10とおりがあってしかるべきだと思っておりますので、最後は採決で決まりますので、今から何年前になりますか、645年に聖徳太子が大化の改新をやったときに、17条憲法で和を以って尊しとするということで、私は最後、議決で決まったらそれを尊重して全員で一丸になって、町のために、あるいは町民の皆さん方のために役立てるような町政を推進していきたいと思っております。何とぞ、皆さん方の御理解と御協力がありませんと全うできませんので、さきの戸部議長の労をねぎらって、今度はしっかりと受けとめていきたいと思っております。よろしく願いをいたします。

○副議長（安藤浩孝君） 議長と交代します。

休憩いたします。

休憩 午前11時29分

再開 午前11時30分

○議長（立川良一君） それでは、再開をいたします。

副議長 安藤浩孝君より副議長の辞職願が提出されております。

お諮りします。副議長の辞職の件を日程に追加し、追加日程第7として議題にすることに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（立川良一君） 御異議なしと認めます。よって、副議長の辞職の件を日程に追加し、追加日程第7として議題とすることに決定しました。

#### 追加日程第7 副議長の辞職の件

○議長（立川良一君） 追加日程第7、副議長の辞職の件を議題といたします。

安藤浩孝君の退場を求めます。

〔5番 安藤浩孝君 退場〕

○議長（立川良一君） それでは、職員に辞職願を朗読させます。

○議会事務局長（安藤ひとみ君） 北方町議会副議長 安藤浩孝。辞職願。このたび一身上の都合により、副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

○議長（立川良一君） お諮りします。安藤浩孝君の副議長の辞職を許可することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（立川良一君） 御異議なしと認めます。よって、安藤浩孝君の副議長の辞職を許可することに決定しました。

〔5番 安藤浩孝君 入場・着席〕

○議長（立川良一君） 安藤浩孝君に申し上げます。

2年にわたって副議長の重責を全うしていただきましたが、ただいまあなたから出ております辞職願を許可することに決定しました。御苦労さまでございました。大変ありがとうございました。副議長から一言御挨拶をいただきます。

○5番（安藤浩孝君） 皆様のお力添えをいただきまして、この2年間副議長として職責を全うできましたのも皆様の御指導、御鞭撻のたまものを思っております。本当に長きにわたりまして、ありがとうございました。

○議長（立川良一君） ただいま副議長が欠けました。

お諮りします。副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第8として選挙を行いたいと思います。

これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（立川良一君） 御異議なしと認めます。よって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第8として選挙を行うことに決定しました。

---

#### 追加日程第8 副議長の選挙

○議長（立川良一君） 追加日程第8、副議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法は、投票、指名推選、いずれの方法といたしましょうか。

〔「投票」の声あり〕

○議長（立川良一君） 選挙は投票により行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（立川良一君） ただいまの出席議員は10人であります。

お諮りします。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に安藤巖君及び鈴木浩之君を指名します。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（立川良一君） 御異議なしと認めます。よって、立会人は安藤巖君及び鈴木浩之君を指名いたします。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（立川良一君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（立川良一君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をします。

〔投票箱点検〕

○議長（立川良一君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記入の上、順次1番から投票を願います。

〔投票〕

○議長（立川良一君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（立川良一君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。安藤巖君及び鈴木浩之君、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（立川良一君） 選挙の結果を報告します。

投票総数10票、有効投票9票、無効投票1票です。有効投票のうち、日比玲子君5票、鈴木浩之君3票、安藤浩孝君1票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票であります。よって、日比玲子君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました日比玲子君が議場におられます。本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（立川良一君） 新副議長から御挨拶をいただきます。

○新副議長（日比玲子君） 私が副議長になるなんてびっくりしましたがけれども、議長を補佐して、何とかあと2年間頑張ってやっていきますので、ぜひ皆さんよろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（立川良一君） 休憩します。

休憩 午前11時42分

---

再開 午後1時42分

○議長（立川良一君） それでは、再開いたします。

---

#### 追加日程第9 常任委員の選任

○議長（立川良一君） 追加日程第9、常任委員の選任を行います。

これは、委員の任期満了により行うものであります。

お諮りします。常任委員の選任については、委員会条例第5条第4項の規定により、総務教育常任委員には、井野勝巳君、鈴木浩之君、杉本真由美君、戸部哲哉君、立川、以上5名であります。厚生都市常任委員には、安藤浩孝君、安藤哲雄君、伊藤経雄君、日比玲子君、安藤巖君、以上5名を指名したいと思います。御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（立川良一君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名をいたしました諸君をそれぞれの常任委員に選任することに決定をしました。

それでは休憩します。

休憩 午後1時44分

---

再開 午後2時12分

○議長（立川良一君） 再開します。

休憩中、常任委員会の委員長及び副委員長を決めていただきましたので、御報告をいたします。

総務教育常任委員会委員長 井野勝巳君、副委員長 杉本真由美君。厚生都市常任委員会委員長 伊藤経雄君、副委員長 安藤巖君。

---

#### 追加日程第10 議会運営委員の選任

○議長（立川良一君） 追加日程第10、議会運営委員の選任を行います。

これは、委員の任期満了によるものであります。

お諮りします。運営委員の選任は、委員会条例第5条第4項の規定によって、井野君、伊藤君、戸部君、日比君の以上4名とします。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（立川良一君） 御異議なしと認めます。

それでは、しばらく休憩をします。

休憩 午後2時17分

---

再開 午後3時07分

○議長（立川良一君） それでは、再開をいたします。

休憩中、議会運営委員会、行財政改革問題特別委員会、議会改革推進委員会の委員長及び副委員長を決めていただきましたので、報告をします。

議会運営委員会、委員長 戸部哲哉君、副委員長 伊藤経雄君。行財政改革問題特別委員会、委員長 安藤浩孝君、副委員長 安藤哲雄君。議会改革推進委員会、委員長 鈴木浩之君、副委員長、杉本真由美君、以上であります。

もとす広域連合議会議員の立川良一、井野勝已議員及び鈴木浩之議員は、広域連合を辞職されました。現在欠員になっております。もとす広域連合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第11として、選挙を行いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（立川良一君） 御異議なしと認めます。よって、もとす広域連合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第11として選挙を行うことに決定いたしました。

---

#### 追加日程第11 もとす広域連合議会議員の選挙

○議長（立川良一君） 追加日程第11、もとす広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。議長から指名をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（立川良一君） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名をいたします。

もとす広域連合議会議員に井野勝已君、鈴木浩之君、杉本真由美君を指名します。

ただいま議長が指名をいたしました井野君、鈴木君、杉本君を当選人と定めることに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（立川良一君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま議長が指名をいたしました井野

君、鈴木君、杉本君がもとす広域連合議会議員に当選をされました。

町長から、同意第2号 監査委員の選任についてが上程されました。これを日程に追加し、追加日程第12として議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（立川良一君） 御異議なしと認めます。同意第2号を日程に追加し、追加日程第12として議題とすることに決定をいたしました。

---

#### 追加日程第12 同意第2号

○議長（立川良一君） 追加日程第12、同意第2号 監査委員の選任についてを議題といたします。  
安藤浩孝君の退席を求めます。

〔5番 安藤浩孝君 退場〕

○議長（立川良一君） 町長から提案理由の説明を求めます。  
町長。

○町長（室戸英夫君） それでは、同意案件第2号でございます。監査委員の選任についてでございます。

北方町監査委員に安藤浩孝氏を選任したいので、地方自治法第96条第1項の規定によって、議会の御同意をお願いするものであります。

安藤氏は、\_\_\_\_\_生まれでございます。住所地につきましては、岐阜県本巣郡北方町\_\_\_\_\_に在でございます。よろしく願いをいたします。

○議長（立川良一君） 質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（立川良一君） それでは質疑を終結します。

討論は省略をいたします。

ただいま議題となっております同意第2号 監査委員の選任について採決をします。

本件は、これに同意することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（立川良一君） 御異議なしと認めます。よって、同意第2号はこれに同意することに決定しました。

安藤浩孝君の入場をお願いします。

〔5番 安藤浩孝君 入場・着席〕

○議長（立川良一君） 安藤浩孝君にお伝えをいたします。ただいま監査委員に選任をされました。議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について、委員長からありましたので、日程に追加し、追加日程第13として議題といたしたいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（立川良一君） 御異議なしと認めます。よって、議会運営委員会の閉会中の継続調査申し

出についてを日程に追加し、追加日程第13として議題とすることに決定をいたしました。

### 追加日程第13 議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について

○議長（立川良一君） 追加日程第13、議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。

委員長から、所掌事務のうち、会議規則第71条の規定により、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議はありますか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（立川良一君） 御異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

議会だより編集委員は、慣例に従って副議長と各常任委員会の正・副委員長にお願いをしたいと思います。副議長の日比君、総務教育常任委員会の委員長の井野君、副委員長の杉本君、厚生都市常任委員会の委員長の伊藤君、副委員長の安藤君にお願いをいたします。

ここで、各種委員についても申し合わせにより2年間の任期が満了いたしました。休憩中の協議により、社会教育委員に伊藤君、水道事業経営審議会委員に日比君、安藤哲雄君の2人を、公害対策審議会委員に戸部君、安藤浩孝君の2人を、計画審議会委員に安藤巖君、安藤哲雄君の2人を、農業振興地域整備促進協議会委員に日比君、安藤巖君の2人を、行政改革懇談会委員に戸部君、伊藤君の2人を、まちづくり活動事業委員会審査委員会委員に井野君、図書館運営委員会委員に井野君、給食調理場運営委員会委員に立川、未来タウン北方ふれあいまつり実行委員会委員に立川、井野君、伊藤君の3人をそれぞれ指名したいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（立川良一君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名をいたしました諸君をそれぞれの委員に推薦することに決定をいたしました。

以上で本会議に提出されました案件は全て終了をいたしました。町長より挨拶を受けたいと思います。

町長。

○町長（室戸英夫君） それでは、閉会に当たりまして一言御礼の御挨拶を申し上げたいと思います。

9月議会は、24年度の決算を中心として大変重要な議案の御審議をお願いいたしましたところ、議員の皆さん方におかれましては、連日にわたって慎重に御審議をいただきまして、私どもがお願いをいたしました議案について全て御承認、御決定をいただくことができましたことを厚く御礼を申し上げたいと思います。

審議の期間中に議員の皆さん方からいろいろとお聞かせいただきました御意見を大切にして、これからの町政運営に当たらせていただきたいと思いますとおっしゃるところでございます。また、役員改正が行われまして、立川議長以下、議会の役員構成が成ったわけでございます。新しく御就任をされました議員の皆さん方に心からお祝いを申し上げたいと思います。また、向こう2年間の任期でございますが、どうぞ格段の御指導・御鞭撻をいただきますようお願いを申し上げて、簡単でございますが、お礼の御挨拶にかえさせていただきます。ありがとうございました。

---

○議長（立川良一君） 本定例会に付議されました事件は、全て終了をいたしました。

平成25年第6回北方町議会定例会を閉会いたしたいと思っております。

大変長期間にわたってお疲れさまでございました。また、今後ともよろしくお願いをいたしたいと思っております。ありがとうございました。

閉会 午後3時16分

会議の経過を記載してその相違のないことを証するためここに署名する。

平成25年9月27日

議 長

副 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員